



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

埼玉県川口市栄町三丁目 2 番 16 号  
株 式 会 社 A S J  
代表取締役会長兼社長 丸山 治昭  
(コード番号：2351 東証マザーズ)  
問合せ先 専務取締役 青木 邦哲  
(Tel:048-259-5111)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、平成 25 年 6 月 21 日に開催予定の第 30 期定時株主総会に付議する予定であります。

### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

### 2. 株式の分割

#### (1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 9 月 30 日（月）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 5 月 10 日（金）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	72,535 株
② 株式の分割により増加する株式数	7,180,965 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	7,253,500 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	26,400,000 株

#### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日（金）
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日（月）
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日（火）



### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日である平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

（参考）平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日（予定） 平成 25 年 6 月 21 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

以上



別紙

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)            第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>264,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第52条 (省略)            (新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)            第5条 当社の発行可能株式総数は、  <u>26,400,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)  <u>第6条 当社の単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)  <u>第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>            ② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>            ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第54条 (現行どおり)</p> <p>附則  <u>第1条 第5条の変更ならびに第6条および第7条の新設の効力発生日は平成25年10月1日とする。</u>  <u>なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>